

2006年12月15日

甲良町議会議長 北川豊昭様

甲良町議会議員 西澤伸明

## 住民に開かれた公正な議会運営に関する要請書

貴殿の議長就任にあたり、次の諸点を希望し、一致する課題では協力を惜しむものではないことを表明します。

議会議長の唯一・最大の留意点は、住民の付託に応え、公平・公正な議会運営に徹し、議会と議員の発言権を高めることに努力することにあると考えます。

ところが、去る11日、貴殿が議長に選出された直後の休憩時に、川副兵右衛門副議長の辞任を迫った事実を聞きました。それは「慣例として議長が辞職したときは副議長もセットで交代してきたから」などと言い訳されましたが、かかる行為は議会運営の公平・公正さを危うくすることを予測させる言動で、黙過できず本要請に至りました。

第2次地方議会活性化研究会が「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」の最終報告が取りまとめられ、また第28次地方制度調査会の答申（H17年12月）を踏まえ、地方自治法の改正がされました。また、議員研修誌である「地方議会人」は毎回のように「地方議会活性化に向けて」「住民の期待に応える改革ができるか」などを特集しています。さらに「知事の逮捕」が連続した不祥事を受け、行政の監視役を果たしていない「暴走を許した議会」（読売）の実態がマスコミで報道されています。

これら論調の全を賛同できるわけではありませんが、共通して一致できる課題は、議会の役割強化です。甲良町議会が「最終報告」などの提起を、取り入れ「住民に親しまれる議会」を築く必要があると考えます。

よって、住民に開かれた公平・公正な議会運営を求め、次の内容を要請します。

### 記

1、去る11日貴殿が行なった副議長辞任要求は全く根拠の無い副議長職の侵害に当たることを認め謝罪すること。

言うまでも無く、正副議長職の進退は本人の意思のみであり、何らの落ち度も無い副議長の辞任を求めること自体が越権行為だと言わねばなりません。

2、条例や規則に基づかない全員協議会や議員の会議等であっても、本会議や委員会のルールに準じて「議題」をあらかじめ全議員に通知すること。

去る11日、一般質問が始まる前の休憩中に、田中議員が「時間制限の申し合わせを改めて確認すべき」と発言したことに意を得て、雑談に続き突然「みな

さんのご意見は」と、さも正式な会議のように司会を始め、「時間制限の申し合わせ」の確認まで行なおうとしました。わたしは「突然の『会議』も、申し合わせそのものもここで言うことは相応しくない」と意見を述べました。休憩中であり、議会運営にかかわる重要な問題を事前通知なしで「議題」とし、しかも「取り決め」まで行なおうとしたことは「一般質問」「議員の発言権」の軽視を表したものと見ざるを得ません。

3、通告による一般質問の発言制限、時間制限を行わないこと。

多くの町民は一般質問に立つ議員の少なさ、及び討論を述べる議員が少ないことに心を痛め、あるいはあきれておられます。一般質問における「おおむね1時間」という「申し合わせ」そのものが合理性を欠き、存在しません。また私はそのような「申し合わせ」に与しないことを改めてお伝えしておきます。

4、6月議会と12月議会の会期を十分に設定すること。

5、自治法改正で、議員が「少なくとも1つの委員会」の所属可能となり、複数の委員会に所属できるようになったことを踏まえ、具体化の準備を行うこと。

6、各地の議会が取り組んでいる「傍聴者が多くなるよう」にする取り組み、例えば日曜議会、夜議会などを具体化すること。

7、議会が住民にとってより身近な存在とするため、防災無線を活用して本会議を放送すること。先ず、一般質問の放送を具体化し実現すること。

8、議案審議を充分に行なうため委員会付託を通例とすること

以上